

様式第 6 (第31条関係) (平7 総府令30・平11総府令12・平12総府令7・平12総府令94・平15環
省令20・平19環省令11・平30環省令8・令2 環省令9・一部改正)

(表)

		第	号
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第41条			
第3項の規定による身分証明書			
写 真	官職及び氏名		
	生 年 月 日		
		年 月 日発行	
		環 境 大 臣 印	

(裏)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第41条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第37条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第41条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(11)・(12) 略

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。